

中小企業者のための
.....
官公需施策と
官公需受注成功事例
.....

平成25年2月

経済産業省
中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

官公需施策と中小企業・中小企業組合について

我が国の中小企業は、企業数で 99.7%、雇用者数では 66.0%を占め、産業のあらゆる分野で活躍し、経済社会の活力の源泉となっています。地域社会においては、伝統産業や地場産業等の地域産業集積の基盤となり、雇用の場の提供の他、地域コミュニティの推進や地域文化の継承等においても重要な役割を果たしています。

しかしながら、中小企業の制約の多くは経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、国等は中小企業者の官公需の受注機会の増大に努めています。

本冊子では、さまざまな制約の中で、工夫を凝らしながら、受注を確保する中小企業者や中小企業者で組織する事業協同組合等により共同受注に成功した事例を紹介しております。

官公需の発注に当たられている関係者の皆様におかれましては、本誌を参考資料として、地域中小企業等の育成・振興及び地域活性化のためにご活用いただければ幸甚です。

◆中小企業基本法

中小企業の振興・支援について、基本的な理念や方針を定めています。この中で、官公需施策は、“中小企業の経営基盤強化策”の一つとして位置づけられており、「国等からの受注機会の増大」について定めています（第 21 条）。

◆官公需法

中小企業基本法の理念を受け、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）では

- ◇国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と組合等の活用（第 3 条）
- ◇「国等の契約の方針」の作成と公表（第 4 条）
- ◇国の施策に準じた地方公共団体における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力（第 7 条）などを定めています。

◆国等の契約の方針

経済産業省（中小企業庁）では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や、受注機会増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定し公表しています。主な内容は次のとおりです。

- ◇東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮
- ◇官公需情報の提供の徹底
- ◇中小企業者が受注し易い発注とする工夫（分離・分割発注の推進 等）
- ◇中小企業者の特性を踏まえた配慮（技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大 等）
- ◇ダンピング防止対策等の推進（適切な予定価格の作成／低入札価格調査制度の適切な活用 等）

官公需適格組合について

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織です。相互扶助の精神に基づき、単独では不足する経営資源を協同組織により補完する事を基調として共同事業を行うところに特徴があります。

こうした中小企業組合で、**官公需の受注に対して特に意欲があり、受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合**を中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明するのが【**官公需適格組合制度**】です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めるとともに、「当該制度の一層の周知徹底に努める」旨定めています。

◆官公需適格組合は、**全国に 800 組合**（平成 24 年 9 月末時点）
物品関係 182 組合／役務関係 413 組合／工事関係 205 組合

◆「物品」・「役務」関係の証明基準

- ①共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の受注について熱心な指導者がいること。
- ③常勤役職員が 2 名以上いること。
- ④共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること。
- ⑤共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと。
- ⑥検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- ⑦組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること。

◆「工事」関係の証明基準 ★前記「物品」・「役務」関係の証明基準の 7 項目に加え、さらに下記の要件が必要です。

- ⑧組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をするとともに、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約どおり施工される体制が整備されていること。
- ⑨共同受注事業を 1 年以上行っており、相当程度の受注実績があること。
- ⑩工事 1 件の請負代金の額が 1,500 万円（電気、管工事等は 500 万円）以上の物件を受注しようとする組合は、常勤役員が 1 名以上、常勤職員が 2 名以上の合計 3 名以上おり、その役職員のうち 2 名は受注しようとする工事の技術者であること。（標記金額未満の場合は、常勤役職員は 2 名以上で基準を満たす。）
- ⑪自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎知識を有していること。

（証明基準は、平成 25 年 2 月末時点のもの）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

官公需施策は

官公需施策

検索

官公需適格組合の活用強化を要請。北海道では協定締結により官公需への配慮を実現。

全国石油商業組合連合会（東京都）・北海道石油業協同組合連合会（北海道）

1

東日本大震災を経て、全国石油商業組合連合会では、発注機関等に対して官公需適格組合証明をもつ石油組合への活用強化等について要望活動を行った。

その先進事例となったのが北海道石油業協同組合連合会であり、平成23年12月北海道庁と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結。同協定では、“平時から発注機関と受注者の信頼関係を構築する目的を含め、災害時にガソリンスタンド事業者（組合員）が石油製品の供給能力を十分発揮できるよう、市町村に対して中小企業者の積極的な活用への配慮を要請する”とした条文が全国で初めて盛りこまれた。

独自工法を強みに積極的な営業活動を展開。

岩手県総合建設業協同組合（岩手県：官公需適格組合（工事））

2

建築物の外壁落下防止及び外壁の耐久力を高める「GNスーパーピンネット工法」の施工認定を取得。これを組合の強みとして発注機関に積極的な営業活動を展開した結果、盛岡市の建築改修工事仕様書に「GNスーパーピンネット工法と同等とする」とした条件が盛りこまれるまでに至り、現在では市内小中学校や市営アパートの改修工事に広く採用されている。

品質向上を徹底し、質の高いサービスで指定管理業務を受注。

岩手県ビル管理事業協同組合（岩手県：官公需適格組合（役務））

3

近年、他地域より大手資本等が参入したことにより、低価格競争が激化するなど、厳しい環境下にあるが、県内の総合管理サービス業として品質向上を徹底し、人材育成、雇用環境の整備等を積極的に行い官公需適格組合ならではの質の高いサービス（役務）を提供している。

これらの実績が認められ、岩手県公共施設（岩手産業文化センター、岩手県民情報交流センター）の総合施設管理業務を指定管理者として受注している。また、県内開催の全国規模のイベント（全国菓子大博覧会岩手大会'98、三陸・海の博覧会'92）においても管理業務等について一括受注した実績を有する。

地域住民への情報提供を続け、緊急雇用創出事業により被災者の雇用も確保。

株式会社ユーメディア（宮城県）

4

東日本大震災が発生した平成23年3月は地方公共団体より受注し毎月発行している広報誌の印刷が震災の影響で出来なかったが、加盟する全国ネットワークで従来より付き合いのあった他県の印刷業者に代替生産を依頼して発行をし、休刊にすることなく地域住民へ情報提供することができた。

さらに、宮城県の公募型プロポーザル入札による緊急雇用創出事業（情報発信事業）も受託し、被災者を平成23年度は40人、24年度は30人雇用している。被災地の状況、復興に向けて活動する人々を取材し、ホームページやブログ等にて情報発信をするなど東日本大震災の復興に貢献している。

一刻も早いライフラインの復旧のために不眠不休での活動を展開。

宮城県管工業協同組合（宮城県：官公需適格組合（工事））

5

阪神・淡路大震災での対応を教訓に、平成9年に仙台市と「災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定」を、平成19年には「大規模災害時における主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定」を締結。東日本大震災発生後にはこれら協定に基づき、不眠不休で水道施設復旧活動を行った。

廃棄物を通じて、資源の有効活用と循環型社会の形成に貢献。

協業組合仙台清掃公社（宮城県：官公需適格組合（役務））

組合創立より 40 年が経ち、環境保全に寄与する組合という自負のもと、地元仙台から東北地域において事業を展開し、企業及び自治体より厚い信頼を得ている。これからも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を順守し、廃棄物の適正かつ適切な処理はもとより、東北地方で初となる RPF（廃プラスチック類の固形燃料）製造工場をはじめとしたリサイクル施設の活用により、循環型社会をより積極的に推進していく。（※協業組合は組合員が従来から営んでいた事業を一部又は全部を統合して経営することで生産性の向上や共同利益の増進を図る組織です。）

年間契約の受注により雇用の確保及び住民サービスを図る。

宮下地区建設業協同組合（福島県：官公需適格組合（工事））

平成 21 年度より中山間地域における道路等維持補修業務委託モデル事業（地区内の道路や河川の維持補修業務、除雪などの住民生活に身近な業務）を 1 年契約で福島県から受託している（24 年度で 4 回目の受託）。

会津地域においては、豪雪期における迅速な対応を可能にするためには、個々の組合員では限界があることから、この維持補修業務を組合の共同受注事業として取り組むこととした。

同業務の受注により、①人材確保や遂行予定・計画が立てやすくなり計画性のある経営が可能となる、②緊急性を要する業務が発生した場合でも遂行期間を短縮できる、③組合の内部調整により対応可能な組合員を即座に選定できるなど、組合員の経営の安定に寄与するだけでなく、地域を守るという視点から質の高い住民サービスの提供につながっている。

人と地域に役立つ仕事を起こす。働く場を創造する企業組合。

企業組合群馬中高年雇用福祉事業団（群馬県）

中高年齢者と障がい者の雇用機会の確保を目的に、昭和 58 年任意団体を設立した（平成元年企業組合として設立）。当時、玉村町では人口急増にともなうゴミ処理対応が急務であったことから、町から一般廃棄物の収集・運搬及び処理を受託、組合の中核事業となっている。また、最近は、指定管理者として町のスポーツ広場の管理を受託するなど施設管理事業、除草・枝打ちなどの緑化事業にも取り組んでいる。

設立以来、組合は組合員の仕事を確保するため、大企業や他業者が応じない業務にも積極的に対応し実績を積み上げてきた。これらの取り組みが町民にも受け入れられ“地域の雑用係”として、今では町になくはない存在になっている。（※企業組合は個人が集まり、自らの働く場を創造するための組織です。）

電気の信頼回復とボランティアを通じた地域社会への貢献。

埼玉県電気工事工業組合（埼玉県：官公需適格組合（役務））

ISO の品質、環境、情報の認証を取得し、組合の業務体制を確立させる中、埼玉県から電気工事業者保安講習及び電気工事士免状交付事務を受託している。

平成 24 年 9 月には、県下全市町村と締結している防災協定の一環として、埼玉県一斉の「外灯点検（2 万灯）」及び「ごみゼロ運動」を実施した。また、毎年 11 月には森林保全活動を通じて秩父地域で桜木の枝打ちを実施するなど、積極的なボランティア活動を通じて組合の存在意識を高める活動を展開している。官公需適格組合証明を同年 7 月に取得したことにより、今後さらなる活動の幅を広げていくこととしている。

トライアル発注制度の活用により販路開拓を目指す。

合資会社木と字の神林（東京都）・**株式会社ハイスポット**（神奈川県）

書道文化の衰退に歯止めをかけるため、墨汁を使わず水で何度でも文字を書ける再利用可能な半紙「水書きグー」を開発。書道の練習がいつでも、どこでも手軽にでき、半紙は黒・赤・緑・青・桃の5色と多彩。

平成23年9月に東京都のトライアル発注制度の認定を受け、特別支援学校を含む都内60数校への営業に対し、約40校から購入の申込みがあり数百万円の受注となった。製品を使用した学校等からの評価は高く、それらの意見を参考にさらなる改善と販路拡大を図る。

同様の制度は他の地方公共団体でも設けられている。平成24年に相模原市で認定された「救急隊員 NaVi」の開発会社社長は「救急車両到着後、受け入れ先確定までの時間短縮に向けて開発したシステム。認定により市の広報誌や展示会などで積極的に紹介してくれるため非常によいPRとなっている。取引先が拡大できた。」と述べる。

行政や支援機関・関連団体等と連携し住みやすい町づくりに貢献。

相模原市印刷広告協同組合（神奈川県：官公需適格組合（役務））

平成22年、相模原市の政令市指定都市への移行にあわせて「ナイスガイドさがみはら2010-2011年版」の制作に関わる協定を締結した。同ガイドは防災、救急や保健・福祉など市民の日常生活に欠かせない情報を集約した冊子。平成20年に相模原市より委託を受けて組合が広告主を集めて作成した経緯があり、市も配送費などの一部を負担した。2度目の発行に当たり、市では、財政的な問題もあったことから廃刊も含め存続の有無を検討していたが、組合が広告主を募り、制作から配送にかかる費用のすべてを広告料で賄って発行することを提案した。これにより市の負担は軽減でき、市民に対する行政サービスの低下も回避することができた。

組合は、発注機関や支援機関・関連団体等と関わり、イベント等のチラシの再利用化や電子ブックでの情報発信等様々な企画を提案し、地元の企業、自治会、市民の協力と理解を得て、住みやすい町づくりに貢献している。

地域活動で信頼を確保。敦賀市から365日24時間体制で上水道の漏水管理を受託。

敦賀市管工事協同組合（福井県）

組合は、敦賀市から365日24時間体制で上水道の漏水修理業務を受託している。

安全パトロール（年4回）、配水管洗管作業（年1回5日間）の実施、ひとり暮らし高齢者宅配管設備点検ボランティアなども行い、地域のライフラインの維持とともに信頼を確保している。

敦賀市と組合は「災害時における協力に関する協定（平成18年9月）」を締結。市が実施する訓練等にも積極的に参加している。また、組合は、大規模災害時には自らも被災することを想定し、岐阜県の各務原市管工事協同組合と災害時相互応援協定を締結した（平成24年8月2日）。市民の安心・安全のため、水道事業のエキスパートとして活躍している。

割れにくい高強度磁器を学校・幼稚園・保育園などに販売。

土岐市陶磁器卸商業協同組合（岐阜県：官公需適格組合（物品））

ファインセラミックス技術を応用し開発された「高強度磁器」は極めて安全かつ衛生的で、一般的な陶磁器に比べて3倍以上の強度がある。組合は「高強度磁器」を商標登録し、全国の保育園・幼稚園をはじめ学校、病院、官公庁等に販売。教育現場では「物を大切にする」といった教育効果や、病院・養護施設等では「温かみを感じられる」「使いやすい」などの評価が得られている。組合は、「高強度磁器」をはじめとした美濃焼をPRするため、国内の展示会に積極的に出展するとともに、海外（東南アジア市場）の販路開拓に挑戦することで、地場産業の発展に貢献している。

総合点数算定特例制度を活用してAランクを取得し、大型案件や大規模イベントを受注。

広島県ビルメンテナンス協同組合（広島県：官公需適格組合（役務））

14

組合員の売上等を合算して上位の等級に格付けする「総合点数算定特例制度」を活用し、Aランクを取得。組合員単独では受注できない大型案件や大規模イベント等を受注している。

広島県県営住宅の指定管理業務では、実施組合員の選定を輪番制ではなく、組合員からの提案による応募型を採用。これにより「組合員の責任による事業配分」を実現し、組合員が「提案力、技術力、地域性を評価されて組合に選ばれた」という自覚を持って事業を行っている。

「ハトのマークの引越センター」としてブランドの確立を目指す。

引越専門協同組合中四国（広島県：官公需適格組合（役務））

15

引越のプロとしての高品質なサービスの提供、他事業者との優位性を確保するための各種取組を実施。業界初の取組として「引越管理士認定制度」を設け、組合にて認定制度の講座を行い、現在、全国では980人の引越管理士が活躍している。さらに環境・安全への対応にも力を入れており、ISO14001及びGマークの認証推進等も積極的に行っている。

大規模災害協定に基づき出動、懸命な活動を行い地域を守る。

熊本県害虫消毒協同組合（熊本県：官公需適格組合（役務））

16

熊本県害虫消毒協同組合は、平成24年3月末に熊本市と「大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定」を締結した。協定締結から約3ヵ月後の7月12日に九州豪雨が発生し、熊本県竜田地区では白川の氾濫による浸水等の被害が出た。協定を締結した矢先での大きな災害となったため、組合は先の協定に基づき、浸水した家庭への消毒作業を随意契約により一括受注した。熊本市からの派遣により組合が消毒作業を行ったことは住民の安心感にもつながった。今後は熊本県との災害協定も締結予定としている。

組織の力で大手企業とも対等に競争。地域に必要な組合へと成長。

熊本県セキュリティ協同組合（熊本県：官公需適格組合（役務））

17

熊本県八代市の「やつしろ全国花火競技大会」をはじめとする、1社では対応が困難である大規模な警備業務を共同で受注している。延200人／日を要する警備業務もあるが、組合の動員力によって地元大手警備会社との競合に勝ち、受注に成功している。組合員企業に属する警備員総数は1,000名を超えており、県下で唯一かつ最大規模の組合であることが組合の付加価値となっている。

平成22年度からは、熊本県の緊急雇用対策事業である安全パトロール事業を受注し、犯罪件数が過去と比較して減少していることなど地域住民の安心・安全に寄与している。

障害者や高齢者の社会参加を積極的に支援。

沖縄県福祉介護タクシー事業協同組合（沖縄県）

19

一般の交通機関の利用が困難な障害者等が病院へ通院する場合に、リフトやストレッチャー等の介護機器を備えたタクシーが必要となる。そこで平成17年にタクシー事業者が集まり、組合を設立し介護タクシー事業に取り組んだ。組合は共同配車事業を実施しており、病院や福祉施設等からの依頼によりタクシーを派遣する。

平成23年7月には、組合員資格に介護福祉士、介護ヘルパー2級以上、看護師又は准看護師の資格を有することを追加し、ドライバー全員が有資格者となり、他の事業者との差別化を図った。その結果、平成23年度は延1,469回の配車実績をあげた。障害者や高齢者の通院等の外出における安心・安全・快適性をサポートし、社会参加を積極的に支援する。

◆地元の中小企業・組合等に発注する効果

- 地域企業の安定した受注により、地域経済の活性化、地域雇用の維持・創出に寄与する。
- 緊急性の高い業務に対して、遂行までの期間を短縮することができる。
- 組合の場合内部調整することによって、即座に対応可能な企業を選定し得る。
- 地域に精通・密着した企業・従業員が業務を行うため、地域に関する知見をいかしたサービスや多様化・高度化する住民要望を反映したサービスの提供が可能である。

◆官公需総合相談センター（都道府県中小企業団体中央会内）

地元の中小企業・協同組合等に関するお問合せは、最寄りの「官公需総合相談センター」をご活用ください。

全国官公需総合相談センター	03-3523-4902	福井県官公需総合相談センター	0776-23-3042
北海道官公需総合相談センター	011-231-1919	滋賀県官公需総合相談センター	077-511-1430
青森県官公需総合相談センター	017-777-2325	京都府官公需総合相談センター	075-314-7131
岩手県官公需総合相談センター	019-624-1363	奈良県官公需総合相談センター	0742-22-3200
宮城県官公需総合相談センター	022-222-5560	大阪府官公需総合相談センター	06-6947-4370
秋田県官公需総合相談センター	018-863-8701	兵庫県官公需総合相談センター	078-331-2045
山形県官公需総合相談センター	023-647-0360	和歌山県官公需総合相談センター	073-431-0852
福島県官公需総合相談センター	024-536-1261	鳥取県官公需総合相談センター	0857-26-6671
茨城県官公需総合相談センター	029-224-8030	島根県官公需総合相談センター	0852-21-4809
栃木県官公需総合相談センター	028-635-2300	岡山県官公需総合相談センター	086-224-2245
群馬県官公需総合相談センター	027-232-4123	広島県官公需総合相談センター	082-228-0926
埼玉県官公需総合相談センター	048-641-1315	山口県官公需総合相談センター	083-922-2606
千葉県官公需総合相談センター	043-306-3281	徳島県官公需総合相談センター	088-654-4431
東京都官公需総合相談センター	03-3542-0386	香川県官公需総合相談センター	087-851-8311
神奈川県官公需総合相談センター	045-633-5131	愛媛県官公需総合相談センター	089-955-7150
新潟県官公需総合相談センター	025-267-1100	高知県官公需総合相談センター	088-845-8870
長野県官公需総合相談センター	026-228-1171	福岡県官公需総合相談センター	092-622-8780
山梨県官公需総合相談センター	055-237-3215	佐賀県官公需総合相談センター	0952-23-4598
静岡県官公需総合相談センター	054-254-1511	長崎県官公需総合相談センター	095-826-3201
愛知県官公需総合相談センター	052-485-6811	熊本県官公需総合相談センター	096-325-3255
岐阜県官公需総合相談センター	058-277-1100	大分県官公需総合相談センター	097-536-6331
三重県官公需総合相談センター	059-228-5195	宮崎県官公需総合相談センター	0985-24-4278
富山県官公需総合相談センター	076-424-3686	鹿児島県官公需総合相談センター	099-222-9258
石川県官公需総合相談センター	076-267-7711	沖縄県官公需総合相談センター	098-859-6120

◆お問い合わせ先